

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの
ひととひと



特集

「島根県男女共同参画計画
(しまねパートナープラン21)」の改定に
あたっての中間まとめ
～ご意見を募集します～

- 計画改定にあたっての中間まとめ..... 2
- 図で見るしまねの男女共同参画の現状..... 10
～「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」から～
- 誌上講座 メディアは女性像・男性像をどう伝えてきたか..... 14
～30年の取材ノートから～
細見 三英子さん(ジャーナリスト)
- インフォメーション..... 16

18・19
合併号
あすてらす

御意見をお待ちしています

島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）の改定にあたっての中間まとめに関する意見募集

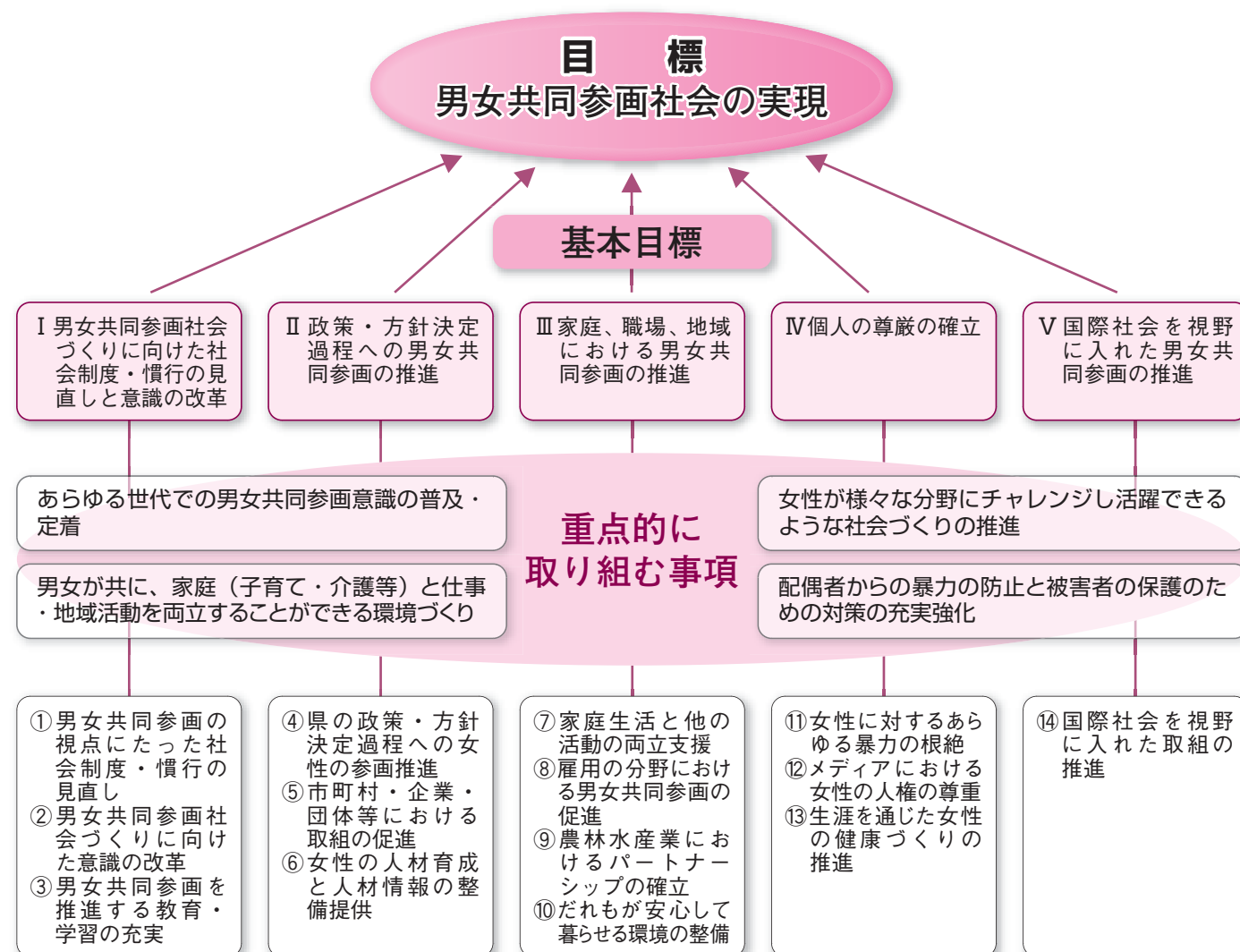
島根県男女共同参画審議会は、島根県から「島根県男女共同参画計画の改定にあたり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問を受け、専門部会で調査審議を進め、「中間まとめ」を行いました。

今後、さらに幅広い観点から審議し、答申を行うため、県民、事業者等の皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

男女共同参画社会の実現に向けて、多くの御意見をお寄せくださるようお願いいたします。

平成 17 年 10 月 24 日
島根県男女共同参画審議会専門部会

中間まとめのイメージ図



施策の基本的方向と具体策の概要

島根県男女共同参画計画施策体系

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革

重点目標	施策の基本的方向	具体的な取組
重点目標1 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し	(1) 職場、家庭、地域等における制度・慣行の見直し	① 職場、家庭、地域等における制度・慣行の見直し ・「あすてらす」等で実施する啓発・広報事業、学習研修事業を通じ意識啓発を図ります。 ・男女共同参画サポーター等地域で活動するリーダーの育成により、地域における機運の醸成に努めます。等
	(2) 男女共同参画の視点にたった施策の策定及び実施	① 施策策定にあたっての男女共同参画への配慮 ・県が策定・実施する施策については、男女共同参画に配慮し、その推進に努めます。 ・市町村男女共同参画計画の策定に向け情報提供等支援します。
	(3) 男女共同参画にかかわる情報の整備・提供	① 男女共同参画にかかわる調査の実施・提供 ・男女共同参画に関する施策の実施状況、意識・実態の調査などを実施し、情報提供に努めます。 ② 統計情報等の収集・整備・提供 ・男女共同参画に関する統計情報を収集・整備し、施策の実施状況とともに年次報告として公表します。
重点目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	(1) 全体的広がりを持った広報・啓発活動の展開	① 多様な媒体を活用した広報・啓発の推進 ・「あすてらすフェスティバル」等県民との協働により重点的な広報・啓発活動を行います。 ・県の啓発誌・マスメディア等多様な媒体と「人権フェスティバル」等様々な機会を活用し広報・啓発に努めます。 ② 多様な団体との連携による広報・啓発の推進 ・行政、民間団体、女性団体、報道機関等多様な団体との連携により広報・啓発活動に努めます。 ③ 企業、団体等への啓発の促進 ・企業・団体の役員等への啓発に努めます。
	(2) 男女共同参画に関する法令等の周知	① 法令や条例等の周知 ・県の条例や計画、国の法令等を県民にわかりやすい形でインターネット等多様な媒体を活用し周知に努めます。
重点目標3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進	① 保育及び幼児教育における男女共同参画に関する取組の推進 ・保育所保育指針に基づき、子供の個人差に留意しつつ固定的性別役割分担意識を植え付けることのないよう保育所職員の資質向上の取組を支援します。 ・幼稚園内の教職員研修が促進されるよう研修資料の収集・紹介に努めます。 ② 学校教育における男女共同参画に関する教育の推進 ・家庭科教育では、男女が協力しよりよい家庭を営む力を育てる指導の充実を図るなどします。 ・進路指導において、固定的な性別による考え方にとらわれず、主体的に進路を選択できる能力を身につけられるよう指導の充実を努めます。等 ③ 高等教育機関における男女共同参画に関する教育の推進 ・高等教育機関において男女共同参画に関する教育の推進について働きかけます。 ④ 教職員の男女共同参画に関する理解の促進 ・教育センターの講座等研修をより一層推進します。等
	(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進	① 男女共同参画の意識を育てる家庭教育の推進 ・PTA、関係機関との連携により親子体験活動や子育て理解講座など学習機会を充実します。 ・家庭教育にかかわるグループ（おやじの会など）の結成支援に努めます。 ② 男女共同参画の意識を育てる地域における教育の推進 ・しまね県民大学の講座内容等において男女共同参画の意識の向上に努めます。 ③ 社会教育指導者への研修の充実 ・PTA指導者研修において父親の家庭教育促進をテーマとした研修の充実と父親をはじめとする一般会員の参加促進を図ります。等
	(3) 多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供	① 生涯学習の推進 ・各種女性団体やサークル活動情報の提供に努めます。 ・生涯学習システムへの指導者登録を充実させ、活動を支援します。 ② 高度情報化に対応した学習の推進 ・ITリテラシー向上のため、リーダー養成の各種講座を実施します。

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向	具体的な取組
重点目標4 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1)県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	①女性の参画推進に向けた取組の充実強化 ・女性委員の拡大と県の裁量で登用が限定される審議会等について法律等の弾力的運用を働きかけます。等
	(2)県における女性職員の登用等の促進	①女性職員の登用等の促進 ・県職員（一般行政職員）の人材育成方針を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。 ②大学等への協力要請 ・県立大学等において、教員への女性の採用を働きかけます。
	(3)県の政策・方針決定過程への女性の意見の反映の促進	①女性の意見の反映の促進 ・県の計画等の策定にあたり、インターネット等の活用により県民の意見反映に努めます。等
重点目標5 市町村・企業・団体等における取組の促進	(1)市町村への働きかけと支援の推進	①審議会委員等への女性の参画促進及び女性職員登用に向けた働きかけ等の促進 ・各種会議をととして、市町村における審議会等への女性の参画拡大を働きかけます。 ・市町村における女性の参画状況を調査し、結果の公表と情報提供に努めます。等
	(2)各種機関、団体、企業等の取組の促進	①社会的機運の醸成 ・広報啓発により、各種機関・団体・企業等の取組の促進に努めます。等
重点目標6 女性の人材育成と人材情報の整備・提供	(1)女性の人材育成	①女性の人材育成 ・「あすてらす」において研修・学習機会の提供に努めるとともに、市町村における人材の育成を働きかけます。 ・島根労働局と連携し女性の人材育成について、企業・各種団体へ働きかけます。等
	(2)女性人材情報の整備・提供	①女性人材情報の整備・提供 ・「あすてらす」において実施した各種講座修了者に働きかける等、人材リストの充実を図り、個人情報に配慮しながら情報提供に努めます。

基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

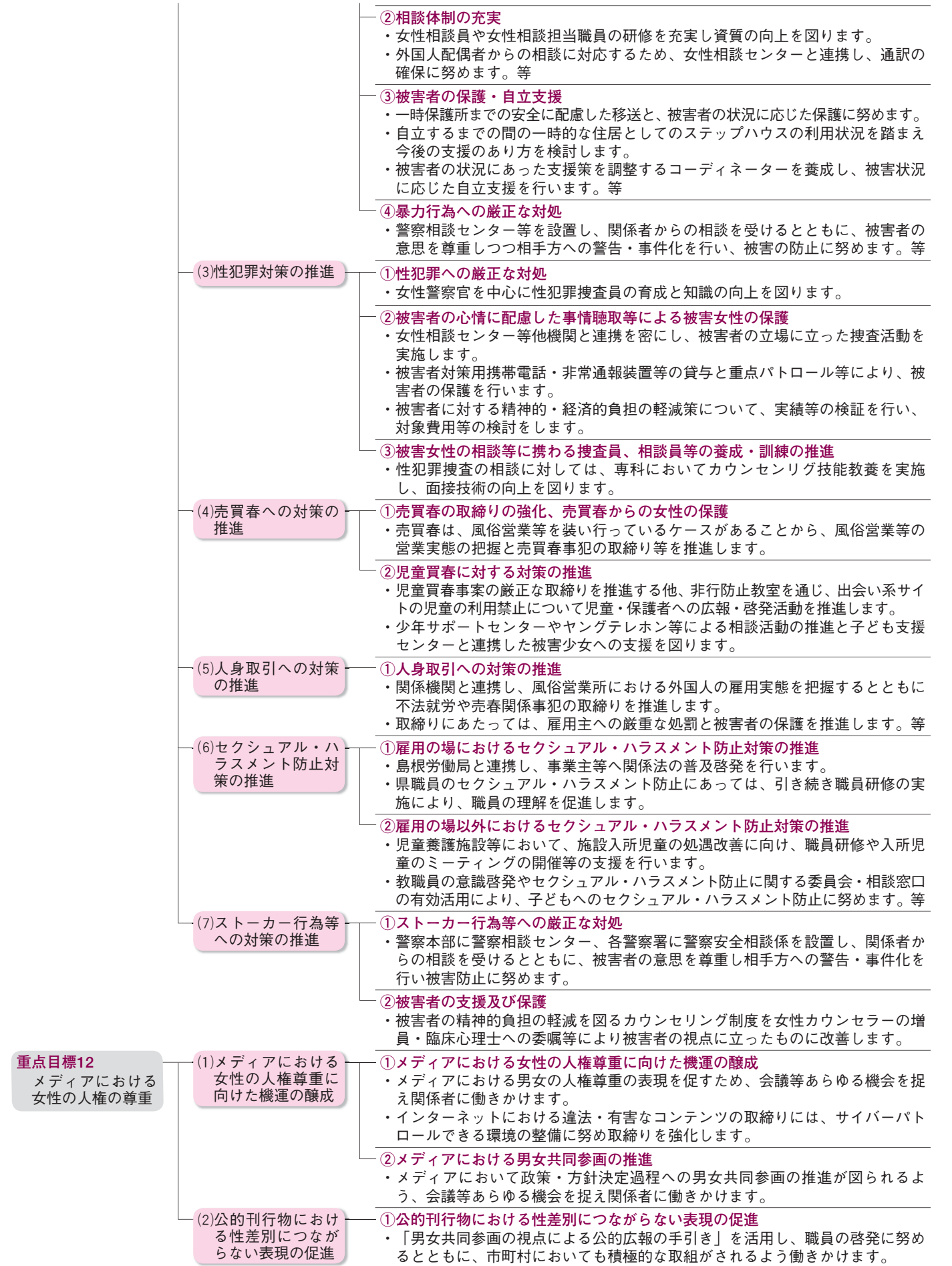
重点目標	施策の基本的方向	具体的な取組
重点目標7 家庭生活と他の活動の両立支援	(1)家庭生活、地域社会等における男女共同参画の促進	①家庭生活における男女共同参画の促進 ・固定的性別役割分担意識の改善に向け「あすてらす」等において広報啓発に努めます。等 ②地域社会における男女共同参画の促進 ・男女共同参画サポーターと連携し啓発に努めます。 ・「地域づくり」において、県内の女性が参画したグループの優良事例等をセミナー等で紹介することにより啓発に努めます。 ・公民館職員対象の研修等に「男女共同参画」の視点を取り入れるとともに、各公民館等で実施される研修等に同様な内容を取り入れるよう働きかけます。等 ③民間活動と連携した男女共同参画社会づくりの推進 ・女性を中心とするグループに「公益信託しまね女性ファンド」の活用を働きかけ、民間活動と連携した男女共同参画の推進に努めます。 ④ボランティア活動等への参画促進のための環境整備 ・「しまねNPO活動支援センター」の機能の充実を図り、活動団体の体制強化の支援と各種情報提供に努めます。等 ⑤労働時間の短縮等就業条件の整備 ・中小企業における育児休業制度取得者や短時間勤務制度の推進を島根労働局と連携し事業主の啓発に努めます。等
	(2)育児・介護と雇用の両立及び再就職の支援	①育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、継続就労の支援 ・国及び関係機関等と連携し、企業の一般事業主行動計画の策定・届出を促すとともに、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。 ・県内の労働者が、育児・介護休業を取得しやすくするため、支援資金を金融機関に預託し支援します。 ・子育てをしながら安心して働ける職場環境づくりを進めるため、事業所の施設・備品の整備に対し支援します。等 ②再就職希望者への支援 ・長期離職者に対し、一般の離職者対象の緊急再就職訓練による再就職希望者への支援と相談・情報提供に努めます。

重点目標8 雇用の分野における男女共同参画の促進	(3)多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実	①子育て支援環境の整備 ・企業内保育について、国の補助事業の普及と、県単独事業により、支援に努めます。 ・低出生体重児・長期療養を必要とする子どもや家族に対して関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。 ・「市町村児童虐待防止ネットワーク」の設置の促進と子育て家庭を見守り支える地域づくりを推進します。等 ②ひとり親家庭への支援の充実 ・母子家庭等に対し、巡回相談の充実等により、就業相談の強化を図ります。 ・母子家庭等に対し、求人情報の収集に努め、的確な職業紹介を推進します。等
	(4)介護サービス等の充実	①介護保険制度の適正・円滑な運営の確保と介護予防事業の充実 ・高齢者が、住みなれた地域で生きがいを持って安心して生活できるよう介護保険制度の安定運用と質の高いサービスへの支援をします。 ・高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本とし制度充実を図ります。等 ②介護にかかる人材の確保 ・介護支援専門員、訪問介護員等介護サービス従事者の養成支援と資質向上のための研修確保に努めます。等 ③介護労働者の雇用管理の改善及び雇用機会の創出のための支援 ・介護労働安定センター・島根労働局との連携により、制度の周知と改善計画の円滑な認定に努めます。
	(1)男女に均等な雇用環境の整備	①企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進 ・働き続けやすい職場環境の整備に向け関係機関と連携し、事業主等への普及啓発を図ります。 ②労働相談の実施 ・相談員の資質の向上に向け各種研修への派遣に努めます。等
	(2)働く女性の妊娠・出産にかかわる保護	①働く女性の妊娠・出産にかかわる保護 ・島根労働局と連携し、事業主等に法制度の理解と働き続けやすい職場環境の整備を働きかけます。
重点目標9 農林水産業等におけるパートナースキップの確立	(3)女性の職業能力の開発の促進	①女性の職業能力の開発の促進 ・女性の職業能力の開発を島根労働局と連携し企業等に働きかけます。 ・業界の最新技術や高度な技術を習得するための在職者訓練の機会の確保に努めます。
	(4)多様な働き方を可能とする就業条件の整備	①パートタイム労働者の就業条件の整備 ・島根労働局、パートサテライトと連携しパートタイム就業希望者等に対する相談・情報提供を行います。 ・パートタイム労働者の雇用管理の改善を推進するため、島根労働局と連携し関係法令の普及啓発に努めます。 ②新たな就業形態への対応の推進 ・しまね産業振興財団に専門アドバイザーを配置し、アドバイス等支援を行います。 ・インターネット通信販売の経営者を目指す人への実践研修の場の提供に努めます。
	(1)あらゆる場における意識及び行動の変革	①あらゆる場における意識及び行動の変革 ・固定的性別役割分担意識の改善を図り、農山漁村の女性の地位の向上に向けた取組と家族経営協定を促進するため、各種研修等で啓発に努めます。
	(2)政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①各種団体等への女性の参画促進 ・市町村に対し、農業委員の選任委員に女性の登用を働きかけ、選挙委員についても関係団体との連携により農業者への啓発を進め、増加に努めます。 ・農協理事について、各農協が積極的に取組むよう関係団体に働きかけます。 ・森林組合理事について、関係団体と連携し女性役員の推薦・立候補等を働きかけます。 ②女性の人材育成 ・女性の農業士のさらなる認定に向けた取組を行い、地域リーダーとしての資質向上を図るための研修会を開催します。 ・女性の漁村指導士の認定を関係機関に働きかけます。
重点目標9 農林水産業等におけるパートナースキップの確立	(3)女性の経済的地位の向上及び就業環境の整備	①女性の経済的地位の向上及び就業環境の整備 ・農業経営において、家族経営協定の締結を促進し、締結後協定のフォローを行います。 ・自営の商工業に携わる女性の資質向上のための研修を支援します。 ②女性起業家への支援 ・女性のチャレンジを支援するため、セミナーの実施と支援機関が実施する創業塾や相談窓口との連携により、きめ細やかな支援体制を構築します。 ・農業分野において、女性起業グループの経営の高度化に向けた取組を促進します。



基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

重点目標	施策の基本的方向	具体的な取組
重点目標11 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①県民の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力の根絶に向け、啓発誌の発行、関係機関と連携した講座などを通じ広報・啓発を行います。 ②体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センターの巡回指導等により、各窓口で円滑な対応ができる体制を確保します。 ・多様な相談ニーズに対応できるよう弁護士相談等の専門相談を行います。 ③女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・DVが重大な人権侵害であることを認識し、被害者に対する協力が得られるよう県民への広報・啓発を積極的に行います。 ・DVの再発防止に向け加害者更生の効果的な方法を検討します。 ・地域環境浄化において、地域住民の参画を推進するため、「地域環境調査員」を全県域で委嘱し、健全育成に向けた意識の高揚を図ります。 ・HPを活用した性犯罪マップによる広報などを行うとともに関係機関との連携により情報の共有化を図ります。 ・県民との協働による防犯灯設置調査と自治会に対する防犯灯設置の働きかけをします。等 ④女性に対する暴力についての実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する県民の意識・実態調査等により、実態把握に努めます。 ・ストーカー・DV事案の対応状況の取りまとめにより、実態把握に努めます
	(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関の取組及び連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・見込まれるDV相談等の増加に対応できるよう相談や一時保護体制を整備します。 ・市町村に対し、配偶者暴力相談支援センターの設置などDV被害者支援の取組を働きかけます。 ・DV被害者に対するきめ細やかな支援を行う民間支援団体との連携を強化するとともに、支援に努めます。等



重点目標13
生涯を通じた女性の健康づくりの推進

- (1)生涯を通じた女性の健康保持増進
 - ①生涯を通じた女性の健康支援のための健康教育・相談等支援の充実
 - ・各保健所において、女性の各期の悩みに対し相談対応するとともに、地域で実施されている健康教室などで生涯を通じた女性の健康に関する意識啓発に取り組めます。
 - ・性差に応じた的確な医療が受けられるよう、県立中央病院に設置した女性専門外来により、女性に特有な病気や健康に関する問題について、相談・診察を受けやすい環境づくりに取り組めます。等
- (2)妊娠・出産等における女性の健康支援
 - ①妊娠・出産等における女性の健康支援
 - ・より充実した周産期医療体制を確立するため、県全体の周産期医療拠点「総合周産期母子医療センター」、高度な医療を提供する「地域周産期母子医療センター」等を指定し、役割と連携体制を明確にし取組を推進します。
 - ・産婦人科医や小児科医の確保については、島根大学医学部との連携を強化します。
 - ・不妊専門相談の充実を図ります。
 - ・特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業の周知と活用しやすい事業運営に努めます。等
 - ②学校における発達段階に応じた適切な性教育の実施
 - ・エイズ・性教育において、国および県の指針に即した適切な教育を実施します。
 - ・エイズ・性教育に関する研修会の開催により、教職員の意識の啓発を図ります。
- (3)女性の健康を脅かす問題への対策の推進
 - ①エイズ・性感染症対策の推進
 - ・「性感染症・エイズフォーラム」の開催により、若い世代への性感染症等の正しい知識の普及啓発を図ります。
 - ・性感染症まん延防止のため受診しやすい検査体制を検討します。
 - ②薬物乱用防止対策の推進、喫煙・飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供
 - ・若年層を中心に大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用拡大が顕著なことから、学校と連携し中学・高校生対象の薬物乱用防止教室を開催し、少年の薬物乱用防止意識の高揚を図るとともに、取締り活動の徹底に努めます。
 - ・喫煙による健康への悪影響をについて更に普及啓発が必要なため、学校保健と連携し取組を継続します。

基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向	具体的な取組
重点目標14 国際社会を視野に入れた取組の推進	(1)国際規範・基準と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①国際的規範・基準等の広報 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関連の深い国際的な規範・基準等について広報啓発と情報提供に努めます。 ②国際的視野に立った女性の人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な視野に立った女性の人材育成を行うため、「あすてらす」において国際的な情勢などを盛り込むなど、研修の充実を図ります。 ③県内在住の外国人女性への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人に対する日本語学習機会の確保と病院・相談機関においてサポートができる専門知識を持った通訳ボランティアの育成に努めます。 ・在住外国人と地域住民の相互理解を深めるため、セミナー等の開催に努めます。 ・在住外国人が抱える問題等を把握し、的確に対応するため、定期的な調査を実施し、施策への反映に努めます。

計画の推進

- 県における推進体制の充実**
 - ・男女共同参画審議会の機能発揮
 - ・庁内推進体制の強化
 - ・男女共同参画センター「あすてらす」の充実
 - ・総合的な推進体制の充実
- 市町村との連携強化**
 - ・市町村への支援の強化
 - ・市町村の推進体制の整備の要請
 - ・市町村男女共同参画計画の策定の促進
- 県民等との協働**
 - ・関係機関、民間団体等との連携強化
 - ・県民との連携強化
- 女性のチャレンジ支援**
- 計画の進行管理**

詳しくは、島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）の改定にあたっての公開場所で閲覧できます。

○県ホームページ（トップページ「パブリックコメント」、環境生活総務課ホームページ（<http://www.pref.shimane.jp/section/josei/public-comment/danjo-plan.html>））

○県政情報センター（県庁総務課情報公開グループ、県政情報コーナー（隠岐支庁総務局・各総務事務所）、島根県立男女共同参画センター（あすてらす））

島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）改定・数値目標

区分(第4章)	基本目標	重点目標	施策の基本的方向	No.	項目	目標値(H17)	現状値(H17)	目標値(H22)	担当部局名				
I	1	(1)	1	1	男女の地位の不平等感（各分野平均）	50%	62.5% (H16)	50%	環境生活総務課				
				2	男女共同参画計画策定市町村数	33	8	21	環境生活総務課				
				3	固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	—	59.0% (H16)	75%	環境生活総務課				
II	4	(1)	4	4	授業で人権の視点から男女共同参画の内容を取り上げた学校の割合	—	70% (H16)	100% (H19)	人権同和教育課				
				5	教職員研修で人権課題「女性」を取り上げた学校の割合	—	55% (H16)	100% (H19)	人権同和教育課				
III	7	(2)	8	6	審議会等への女性の参画率	40%	37.9%	40%以上	環境生活総務課				
				7	女性委員を含む審議会等比率	95%	87.5%	100%	環境生活総務課				
				8	島根県労務管理実態調査において育児休業制度を就業規則で規定している事業所の割合	—	86.7% (H14)	100% (H21)	労働政策課				
				9	島根県労務管理実態調査において介護休業制度を就業規則で規定している事業所の割合	—	78.5% (H14)	100% (H21)	労働政策課				
				10	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出企業数	—	0社 (H16)	100社	労働政策課				
				11	ファミリー・サポート・センターの数（支部を含む）	8箇所	14箇所	15箇所	青少年家庭課				
				12	緊急再就職訓練修了者の就職率	—	74.3%	高率維持	労働政策課				
				13	キャリアアカウンティング延べ人数	—	404人 (H16)	450人	労働政策課				
				(3)	14	特別保育事業を実施する市町村の割合	—	33.6% (H16)	75% (H21)	青少年家庭課			
					15	地域子育て支援センターの箇所数	35箇所	33箇所 (H16)	47箇所 (H21)	青少年家庭課			
					16	病後児保育（派遣型）の延べ派遣回数	—	0回 (H16)	100回 (H21)	青少年家庭課			
					17	病後児保育（施設型）の箇所数	6箇所	9箇所 (H16)	23箇所 (H21)	青少年家庭課			
					18	一時保育の箇所数	90箇所	146箇所 (H16)	185箇所 (H21)	青少年家庭課			
					19	特定保育の箇所数	—	0箇所 (H16)	9箇所 (H21)	青少年家庭課			
					20	通常保育の定員数又は受け入れ児童数	—	18,749人 (H16)	19,135人 (H21)	青少年家庭課			
					21	延長保育の箇所数	125箇所	144箇所 (H16)	227箇所 (H21)	青少年家庭課			
					22	休日保育の箇所数	10箇所	12箇所 (H16)	40箇所 (H21)	青少年家庭課			
					23	夜間保育の箇所数	—	0箇所 (H16)	2箇所 (H21)	青少年家庭課			
				24	子育て短期支援（ショートステイ）の箇所数	—	1箇所 (H16)	6箇所 (H21)	青少年家庭課				
				25	子育て短期支援（トワイライトステイ）の箇所数	—	0箇所 (H16)	3箇所 (H21)	青少年家庭課				
				26	放課後児童クラブの箇所数	110箇所	124箇所 (H16)	164箇所 (H21)	青少年家庭課				
				(4)	27	要介護状態でない者の割合	—	82%	90%	高齢者福祉課			
					28	介護雇用管理改善計画認定件数	—	23件 (H16)	30件	労働政策課			
				8	(1)	(4)	30	29	男性を100とした場合の女性の賃金の割合	—	59.1 (H16)	65.1	労働政策課
								30	パートタイム労働者に対する就業規則を定めている事業所の割合	—	85.7% (H14)	93.7%	労働政策課
				9	(1)	(2)	31	31	家族経営協定締結数	160戸	127経営体 (H16)	*160経営体 (H21)	農業経営課
32	農業委員に占める女性の割合	7.2%	2.3% (H17.8.1)					*3.7% (H21)	農業経営課				
33	女性の農業士数	70人	45人 (H16)					*60人 (H21)	農業経営課				
34	女性の漁村指導士数	—	6人 (H16)					*24人	水産課				
35	女性の起業法人グループ数（農業分野）	—	6法人 (H16)					10法人 (H21)	農業経営課				
10	(1)	(2)	36	36	避難所における適切な女性への配慮を予め定めている市町村数	—	0	21	消防防災課				
				37	消費者リーダーの数（10万人当たり）	—	3.2人	9人	環境生活総務課				
				38	防犯教室開催回数	—	150回	200回	生活安全企画課				
				39	生きがい・社会参加活動への参加者数	—	89,322人	100,000人	高齢者福祉課				
(3)	40	40	地域防犯ボランティア団体結成育成数	—	112団体	120団体	生活安全企画課						
		41	配偶者からの暴力に関する講演会・研修会の参加者数	—	495人 (H16)	700人	青少年家庭課						
IV	13	(1)	(2)	42	女性相談窓口設置市町村数	—	7	21	青少年家庭課				
				43	乳がん検診受診率	—	8.4% (H15)	20% (H20)	健康推進課				
				44	子宮がん検診受診率	—	12.5% (H15)	30% (H20)	健康推進課				
				45	人工妊娠中絶率	12%	11.0% (H15)	10%	健康推進課				
				46	乳児死亡率	4%	3.4% (H15)	2.9%	健康推進課				
				47	低体重児出生率	8.5%	9.5% (H15)	8.6% (H20)	健康推進課				
				48	周産期死亡率	5%	4.7% (H15)	4.2%	健康推進課				
				49	教職員対象のエイズ・性教育の研修回数	—	1回	1回	保健体育課				
				50	教職員対象のエイズ・性教育の研修への小・中・高参加率	—	99.2%	100%	保健体育課				
				(3)	51	性感染症患者発生数	198件	271件 (H16)	271件	薬事衛生課			
					52	薬物乱用防止教室を開催した学校の割合（小・中・高）	—	22.4% (H16)	100%	保健体育課			
					53	教職員対象の薬物乱用防止教育の研修回数	—	1回	1回	保健体育課			
					54	教職員対象の薬物乱用防止教育研修への小・中・高参加率	—	99.2%	100%	保健体育課			

*については、「農山漁村における男女のパートナーシップに関する指標」をH17.12月に設定予定であり、検討中のため暫定的な数値を掲載している。

図で見るしまねの男女共同参画の現状

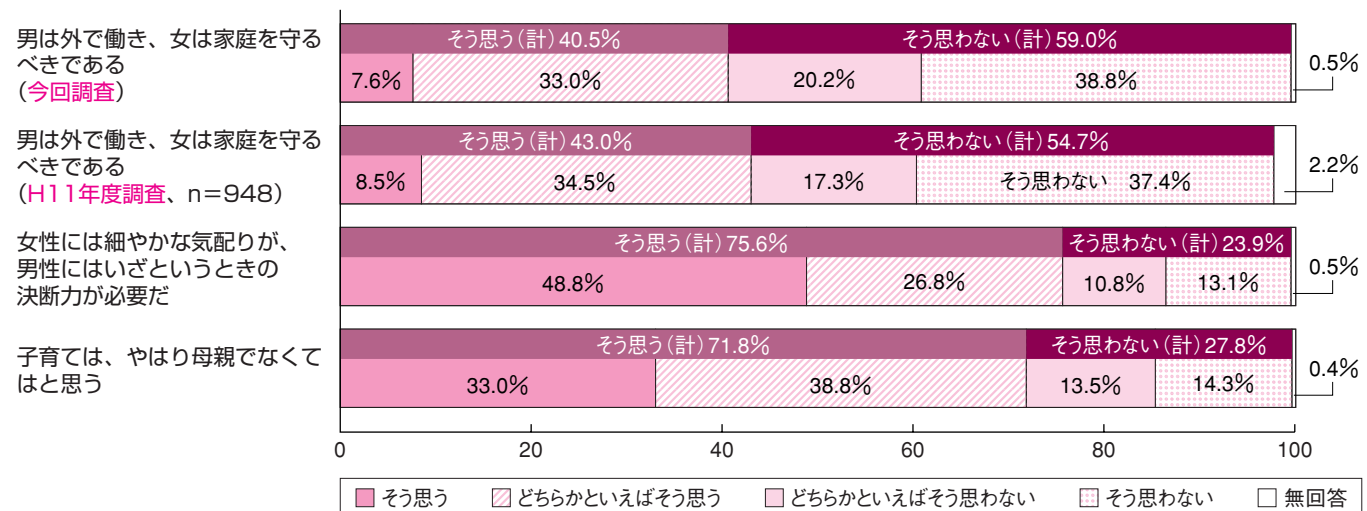
～「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」から～

島根県では、男女平等に関する県民の生活実態と意識・要望等を経年的に把握し、今後の男女共同参画に向けた施策をより一層充実させるとともに、男女共同参画計画の改定の基礎資料とするために平成16年8月～9月「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」を実施しました。その主な結果は次のとおりです。

1 ● 男女の役割等に関する意識

「男は仕事、女は家庭」に否定する割合は前回調査よりも増えてほぼ6割となりましたが、「女性は気配り、男性は決断力」や「子育ては母親」では肯定割合が高く、質問の内容による性別役割分担意識の違いが見られました。

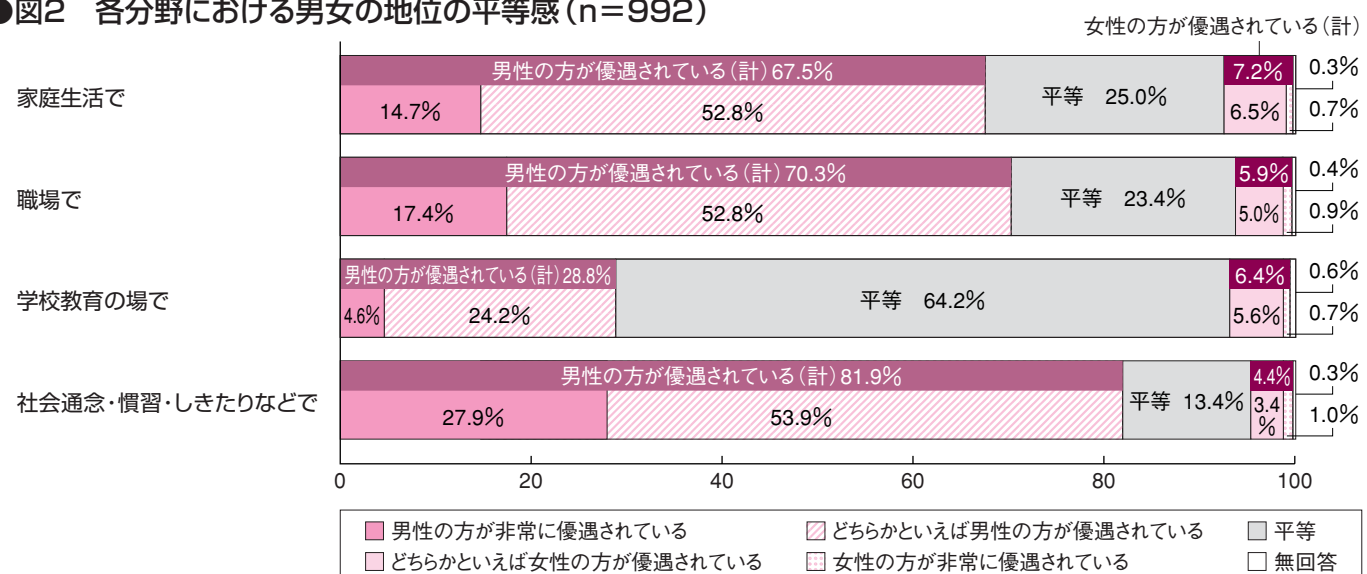
●図1 性別役割等に関する意識 (n=992)



2 ● 男女の地位の平等感

「学校教育の場で」は他の分野に比べ男女の平等感が高いものの、特に「社会通念、慣習、しきたりなど」の分野をはじめ、家庭や職場でも男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。

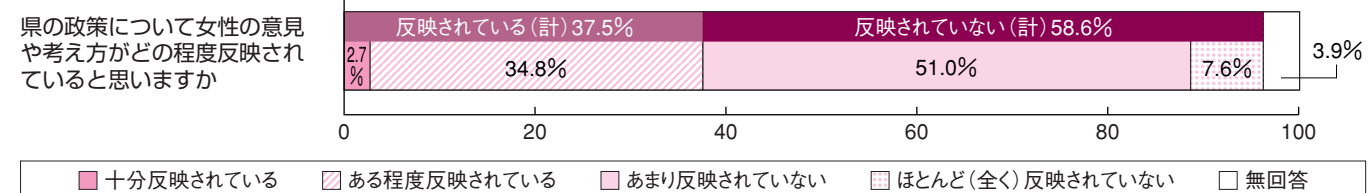
●図2 各分野における男女の地位の平等感 (n=992)



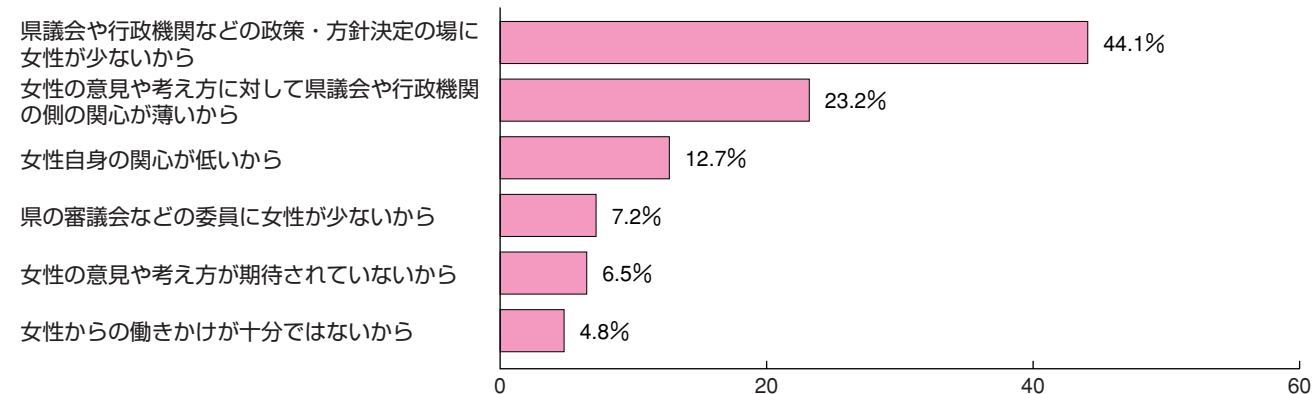
3 ● 女性の意見の反映度

6割近くの人が、県の政策に女性の意見は反映されていないと感じ、その理由では「政策・方針決定の場に女性が少ないから」が最も多くなっています。

●図3-1 女性の意見の反映度 (n=992)



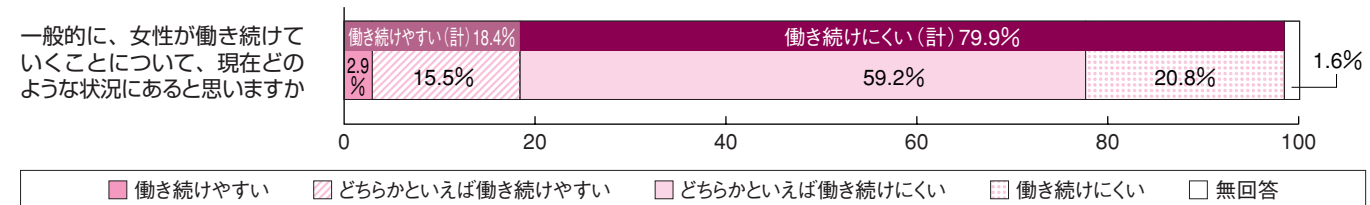
●図3-2 女性の意見が反映されない理由 (n=581)



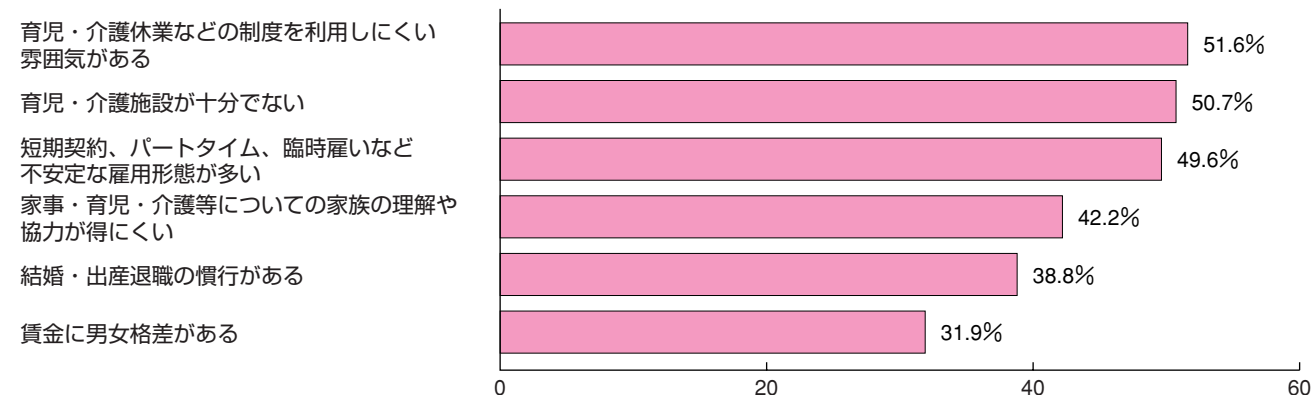
4 ● 女性の働き続けやすさ

「女性は働き続けにくい」と考える人がほぼ8割を占めていて、働き続けるには「育児・介護休業などを利用しにくい雰囲気」、「育児・介護施設が不十分」、「不安定な雇用形態」などが主な障害として挙げられています。

●図4-1 女性の働き続けやすさ (n=992)



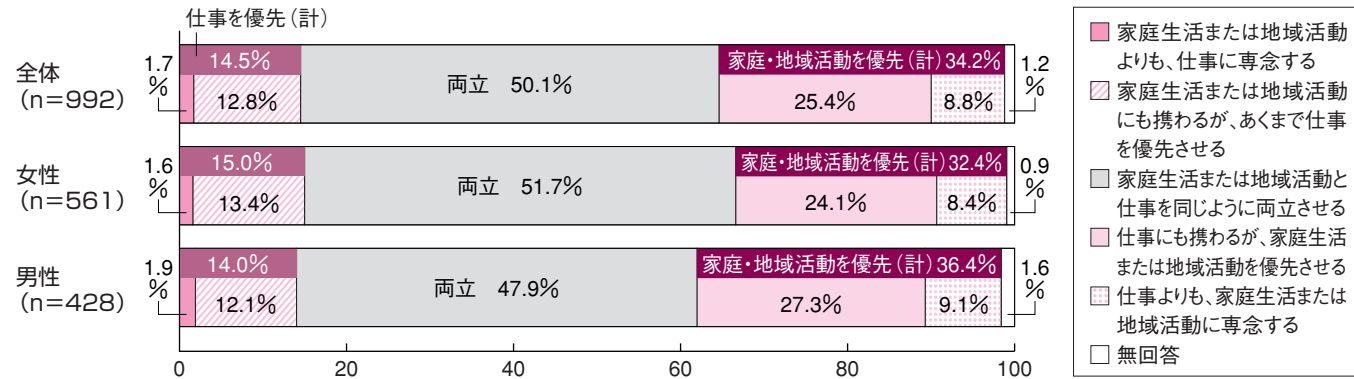
●図4-2 女性が働き続ける上での障害 (14項目中全体の上位6位までを抜粋) (n=793)



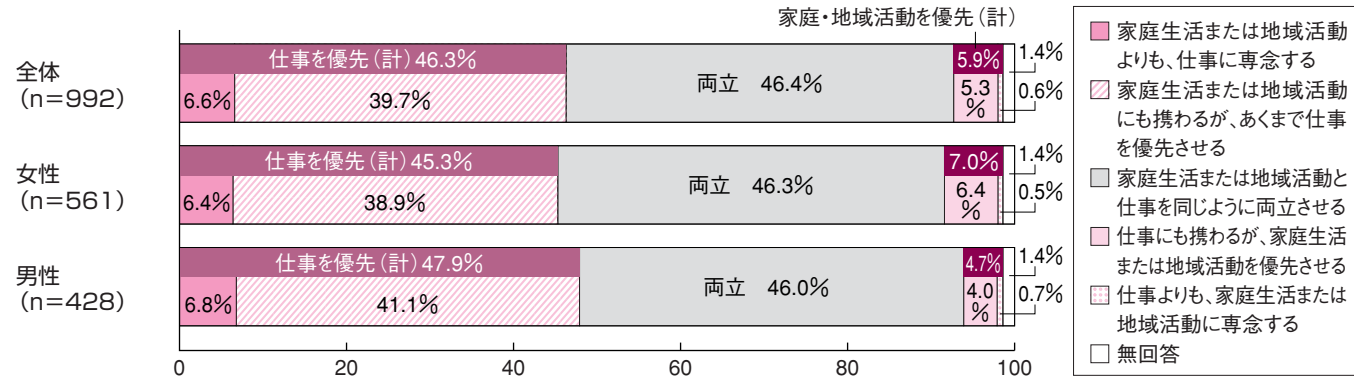
5 ● 仕事と家庭・地域活動についての考え方

女性の望ましい生き方はまず「両立」、次に「家庭・地域優先」。男性の場合はまず「両立」、次に「仕事優先」となっています。

●図5-1 女性の仕事と家庭生活・地域活動について



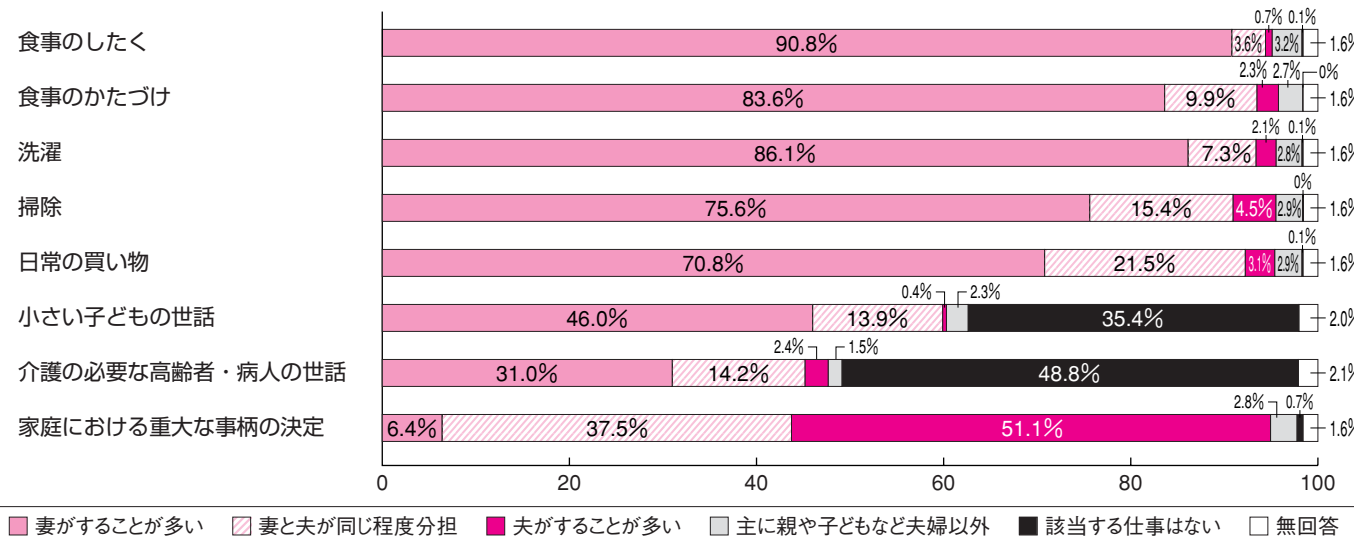
●図5-2 男性の仕事と家庭生活・地域活動について



6 ● 日常生活での家庭の仕事等の役割分担

家事・育児・介護などの家庭の仕事を担当するのはほとんどが「妻」ですが、家庭内の重大な事柄の決定では過半数が「夫」で、実態としての役割分担が明確になっています。

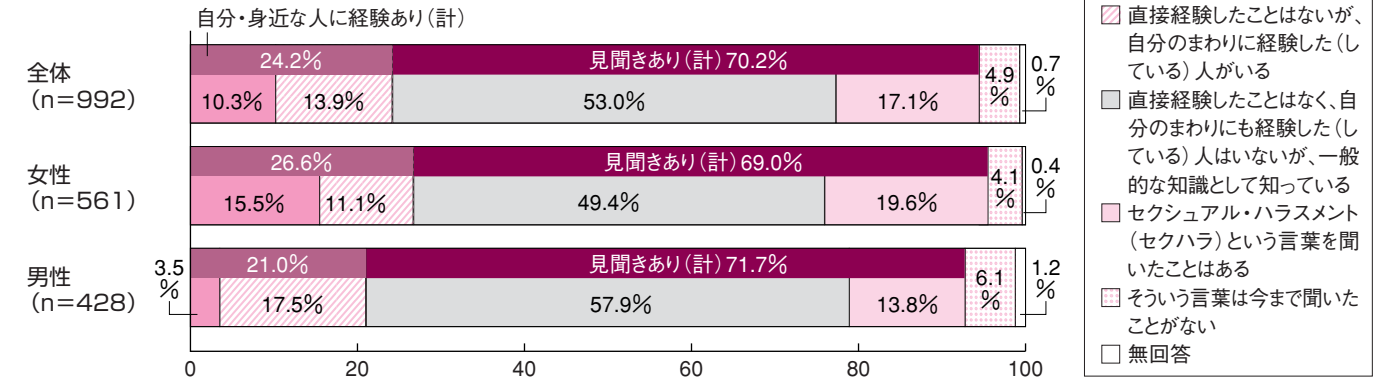
●図6 日常生活における家庭の仕事等の役割分担 (n=754)



7 ● セクシュアル・ハラスメントの経験

セクシュアル・ハラスメントを直接経験した人と自分の周りに経験した人がいる人を合わせると、全体のおよそ4分の1 (24.2%) になっています。

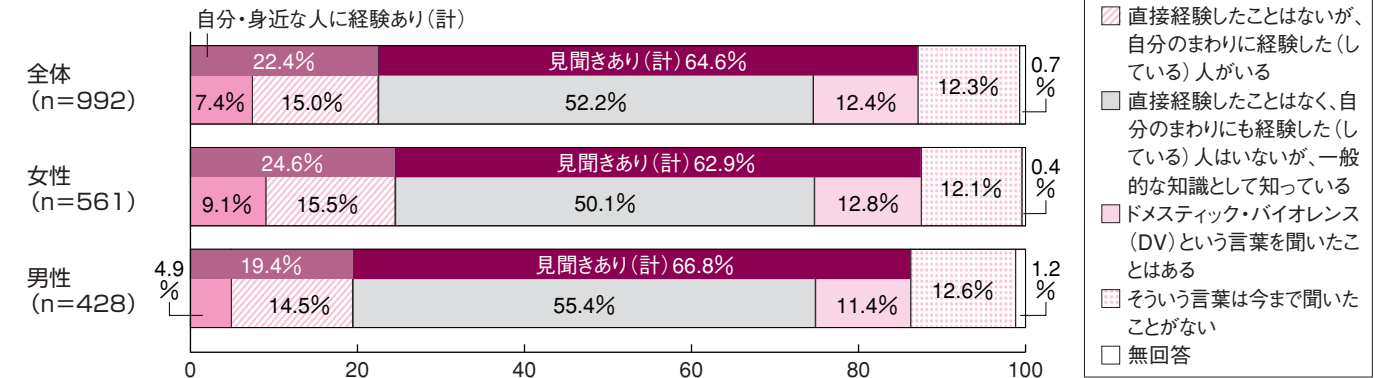
●図7 セクシュアル・ハラスメントの経験



8 ● ドメスティック・バイオレンスの経験

ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力)を直接経験した人と自分の周りに経験した人がいる人を合わせると、22.4%に上っています。

●図8 ドメスティック・バイオレンスの経験



男女共同参画に関する意識は着実に進んでいる面もありますが、まだまだ解決すべき課題が調査結果からは見えてきたと言えます。男女が性別にとらわれずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指して、みなさんのご意見、ご要望をお待ちしています。

■調査結果の詳細をお知りになりたい方は、下記宛にご連絡をお願いします。
財団法人 しまね女性センター
〒694-0064 島根県大田市大田町大田イ236-4
TEL : 0854-84-5514 FAX : 0854-84-5589
E-mail : asu-08@asuterasu.pref.shimane.jp



【誌上講座】男女共同参画基礎講座（第1回）より

メディアは女性像、男性像を どう伝えてきたか

～30年の取材ノートから～

ジャーナリスト(元産経新聞大阪本社編集委員) 細見 三英子さん

この講座は、男女共同参画についての基礎知識をテーマごとの切り口で身につけるためのものです。8月6日(土)に開催された第1回は、「メディア」をテーマにジャーナリストの細見三英子さんを講師に迎え、30年間の新聞記者生活を振り返りつつ、主な出来事に即して男女共同参画に関わる問題を語っていただきました。ここでは、その一部を紹介します。



細見 三英子さん ●ほそみみえこ

●プロフィール

昭和47年京都大学卒業、産経新聞大阪本社入社。社会部、京都支局、文化部などの記者を経て、平成9年文化部編集委員、13年経済部編集委員。15年春から現職。ナイロビ世界女性会議(1985年)、北京世界女性会議(1995年)などにも取材に赴き、女性、家族関係、教育問題を中心に取組を続ける。

著書に『家族とは』(1989、日本実業出版社)、『20世紀特派員』(共著、1998、扶桑社)、『親と子の日本史』(共著、2001、扶桑社)など。大阪市男女共同参画審議会委員(平成2年～)、関西大学・武庫川女子大学非常勤講師などとしても活躍中。

1 メディアにおける女性・男性の描かれ方について

メディアが伝える男性や女性の描かれ方が、初めて問題視されたのは、1975年の「ワタシ作る人、ボク食べる人」という、ある食品会社のテレビCMだったと思います。これは、即席めんのCMで使われたセリフですが、女性を作る側、男性は食べる側という役割の決めつけにつながるという抗議を受けて、制作に数千万円を費やしたにも関わらずわずか1カ月で打ち切りになりました。当時の日本社会では、日頃からうんざりするほどそうした性別役割分担がまかり通っていたのですから、公共の電波でまでそんな男女の姿を見たくないと感じた人もおられたでしょう。折しもその年は国際婦人年。偶然与えられた、自分では選択できない生まれながらの性差によって、異なった取り扱いを受けることは間違っていると訴えられていた時期ですから、このCMは国際婦人年の理念にも反すると受け止められたのです。

また、同じ1975年は、「子殺しの母」の事件も大々的に報じられました。自分が産んだ子どもを育てられずに殺し、箱に入れてベランダに放置していたということで、世間は鬼のような女性と騒ぎ立てたのですが、私はこの女性に取材したのです。驚いたことに実際に会って見たその女性は、報じられていたイメージと全く異なる人でした。鬼のように冷酷な人ではなく、ただただ美しく、この世のことに

ついて全く無知な人だったのです。この取材を通して私は、①女性の(また男性の)報道されるイメージには往々にして実際と異なる偏りがあること、そして、②女性が自分の身体のことを知らない、結婚したら子どもを産んだらその先どうなるのかを知らないという無知が悲劇につながる、という2つを学びました。

もう一つ、女性の描かれ方という点に関して言えば、「社会面の女性を読む会」の成果も見逃せません。これも1975年に大阪で発足した会で、私も参加したのですが、この会では「女性」にこだわって新聞の社会面を読み、分析します。例えば、昭和57(1982)年に、1年間の新聞社会面から殺人事件に関わった女性を調べました。それによると、年間およそ100人の女性が報道されています。うち、約70人は殺人の被害者、30人が加害者です。そして、被害女性のうち50人は夫や元夫から殺され、10人が他の身内から、あとの10人が行きずりでの被害です。加害女性の場合は、15人が夫や元夫を、残りの15人が子どもを手にかけているという結果でした。この調査からは、女性達が身内のことで非常に苦しんでいる状況がよくわかります。女性を取り巻く事件は、突発的なものではなく、ほとんどが家族・身内や日々の生活につながるものなのです。また、社会面での女性の報道のされ方の偏りもこの会が指摘しました。女性は、男性と比べると、たとえ被害にあった場合でも本人のプライベートな部分に踏み込んだ報道をされることが多く、興味本位で人権を軽視されていた傾向があったのです。それまでは何気なく行われていたことを「読む会」は問題提起し、その後の新聞報道のあり方にも影響を与えたと言えるでしょう。

2 女性学の台頭と性差言語学の体験

男女雇用機会均等法の制定された1985年は、女性学が台頭してきた時期でもありました。既存の学問を女性の視点から洗い直すことで、それまであたかも客観的・中立的とされてきた学問分野にも性差による偏りがあることが指摘されたのです。私自身は、言語を性差の観点から見直していく性差言語学に触れ、様々な言葉や表現にも性別による偏りがあることを学びました。例えば、命令形や乱暴な言い回しの多いオトコ言葉と丁寧でへりくだる表現の多いオンナ言葉の違いは、そのまま男女の関係を表しています。また、「議長」という意味の英語(chairman)にはそれが男性であるのが当然だというニュアンスが含まれていて、性に中立的とは言えません。さらに、男性の呼称は「ミスター」だけなのに女性は既婚か未婚かで「ミセス/ミス」と分けて呼ぶのは、女性が選ばれる

立場であることが前提で、主体的に選ぶのは男性だという意味合いがあります。これらの例は、男性の視点で多くの言葉が作られてきたという事実を物語っています。

性差言語学の貢献は、こうした偏りのある表現のままでも良いのかと問い直しを迫ったことにあります。女性だって議長になれるのだから、中身にあわせて言葉も作り直していこうとchairperson、chairwomanという言葉が生まれました。日本語の表現は、単純な変更が難しい側面もありますが、少なくとも「できる限り性に中立的であれ」という共通理解はメディアの現場でも進みました。

世界女性会議の取材を通して

記者生活における取材で印象に残っていることの一つに、二度の世界女性会議があります。1985年にナイロビで開かれた第3回と、1995年北京での第4回会議です。いずれの会議でも、とてもインパクトのある言葉との出会いがありました。

まず、ナイロビ会議では、初めて「ドメスティック・バイオレンス(DV)」(夫・恋人など親密な関係にあるものからの暴力)という言葉を目にしました。米国の政府代表がスピーチで「米国の最も大きな社会問題はDVである。現在、国内の子ども達の約3割がDVを目の当たりにして育っている。このような養育環境にある子どもは将来DVを当然のこととして認識してしまう傾向があり、それがDVの再生産につながっている。この連鎖を断ち切ることこそが最大の課題である。」と言ったのです。

それから、北京の会議では「ジェンダー」という言葉に遭遇しました。これは、生物学的性差(セックス)以外のもろもろの性差観を示す言葉で、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」とか「男らしさ、女らしさ」という区別のことを言います。このジェンダーに敏感な視点で物事を見ていくと、性による差別や排除、偏見などを発見したり、見直すことにつながります。ジェンダーはそれぞれの社会や文化の中で、また歴史的に培われてきた後天的なものですから、各個人で受け取り方が異なります。個人がそれぞれの性差観(ジェンダー観)を持つのは構いませんが、自分のジェンダー観を他人に押しつけその人の生き方を束縛・規制したり、自分のジェンダー観によって自尊心が損なわれたりするようでは問題なのです。

「DV」も「ジェンダー」も、当時の日本ではまだ大きく取り上げられていませんでしたが、現在では男女の人権や男女平等の問題を考える際には欠かせない言葉となっています。

INFORMATION



前全国漁協女性部連絡協議会理事
青山 幸子さん

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰

9月5日、男女共同参画社会づくりに関し顕著な功績のあった個人に対し、10年ごとに行われる内閣総理大臣表彰が行われ、今回島根県からは青山幸子さんが受賞されました。

島根県恵曇漁協女性部代表、また島根県漁協女性部連合会会長として、イワシを中心とした加工商品の開発、魚食の普及、地産地消の促進などの取組を継続され、漁村・漁業の活性化に寄与されています。全国漁協女性部連絡協議会理事としても、全国の漁協女性部の活動支援・推進に取り組みされました。

男女共同参画社会づくり功労者表彰、女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞



◀左から、「萩の会」代表 斎藤ソノさん、細田内閣官房長官(当時)、藤原ヒサヨさん、石原奈津子さん

内閣府の男女共同参画週間(6月23～29日)に併せて、平成17年度の「男女共同参画社会づくり功労者表彰」と「女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞」の内閣官房長官表彰が、6月24日に行われ、島根県から次の方々を受賞されました。

男女共同参画社会づくり功労者表彰 藤原ヒサヨさん(前島根県連合婦人会会長)

島根県連合婦人会副会長及び会長として、各市町村婦人会の活動で男女共同参画推進活動の取組を呼びかけるなど、地域における男女共同参画の機運の醸成に多大な貢献をされました。

女性のチャレンジ賞 石原奈津子さん(有限会社茄子の花代表取締役社長)

中高年の経験と知恵を子ども達に伝える事業として出発し、食の安全や母親への子育てサポート、食育に関する企画・情報提供などの様々な活動に取り組まれています。

女性のチャレンジ賞特別部門賞 萩の会(代表 斎藤ソノさん)

民宿、水稻栽培、ブルーベリーの栽培・加工事業を通じた、農村環境の改善、地域リーダーの育成や高齢者・農村女性の社会参画促進など地域活性化に取り組まれています。

平成18年度当初分「公益信託しまね女性ファンド」助成事業募集!!

『しまね女性ファンド』はあなたのグループの活動を支援する力強い味方です!

この助成金制度は、女性が持てる力を十分に発揮して地域でいきいきと活躍していただくために設けられた「女性」にスポットをあてた全国初のファンドで、県内の女性を中心とする民間の団体やグループが行う活動に対し助成を行っています。

①対象となる団体

島根県内の女性を中心に活動している民間の団体やグループ(構成員がおおむね10名以上、うち女性が半数以上)

②対象となる活動

- ・島根県の女性が自主的・主体的に企画実施する活動
- ・一般に開放されている事業

③対象事業

1 魅力ある地域づくりの活動

女性が男性とともに、地域の担い手としてその感性と能力を生かして行う「魅力ある地域づくり」を推進する活動を応援します。

2 男女共同参画社会づくりの活動

様々な分野に女性と男性が共に参画していく、豊かで住み良い社会を築きあげていくための「男女共同参画社会づくり」を推進する活動を応援します。また、民間シェルターの開設・運営を応援します。(助成基準が若干違いますので、事務局までお問い合わせください。)

3 次代を担う人づくりの活動

心身ともに健康で、創造性に富み情操豊かな子供たちを育成するための「次代を担う人づくり」を推進する活動を応援します。

4 水と緑豊かな環境づくりの活動

(平成7年度より事業開始)
私たちが暮らす島根の豊かな自然環境を守り、自然と共存していくための「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動を応援します。

④助成内容

- ・対象経費の2/3を助成(1万円単位で上限50万円)
- ・男女共同参画社会づくりの普及・啓発活動に対しては、対象経費を全額助成(1万円単位で上限10万円)

募集期間

平成17年12月1日
～平成18年1月31日

事業の実施期日

平成18年4月1日
～平成19年3月31日

申請方法

所定の助成申込書と必要書類を添付の上、下記へ郵送してください。

お申込み・お問い合わせ・ご相談

公益信託
しまね女性ファンド事務局
〒694-0064
大田市大田町大田イ236番地4
TEL 0854-84-5514
FAX 0854-84-5589

平成16年度助成事業一覧抜粋

	事業名	団体名	事業概要
魅力ある地域づくり	おひなまつり	「尼子の里のお雛まつり」実行委員会	各家に眠る古い雛人形を町内の各家玄関先や軒先に展示する。
	山の分校夏合宿	若生まなびや館ののほの会	廃校を再利用した地区の施設を利用し、小学生対象の川遊びや木工教室、星座観察などの自然体験合宿を開催する。
男女共同参画社会づくり	いずも女性研修フォーラム	出雲ブロック婦人協議会	出雲地区2市4町村の女性による、女性と人権、メディア、労働、家族・人間関係の4つのテーマをとりあげた講演・人形芝居を開催する。
	民間シェルターの運営	女性と子どもの支援のための民間シェルター「かざぐるまの会」	ドメスティック・バイオレンスの被害女性と子どものための民間シェルターを運営する。
次代を担う人づくり	障害児理解を広める心のバリアフリー絵本事業	障害児と心をつなぐすずの会	心身に障害をもつ子どもたちと不登校児のサポートのための絵本作成や読み聴かせコンサート、原画展、福祉施設訪問などを行う。
	～市町村合併前、佐田町の皆様へ恩返し企画～堀内佳おしゃべりコンサート	さだっ子劇場の会	『命の大切さ』『前向きに生きることのすばらしさ』をテーマにした、トークを交えたコンサートを開催する。
水と緑豊かな環境づくり	ひぐらし191「ラベンダーの咲く街道づくり」事業	ひぐらし191	荒地地を利用したラベンダー栽培と土作りから育成、栽培、収穫まで各過程で専門家による研修を行う。
	船越康弘さんによる「地球にやさしい料理講習会」	国府いるかクラブ	環境を考えた料理講習会と自然食のこだわりや幸せに生きるライフスタイルなどをテーマとした座談会を開催する。

平成17年度 男女共同参画サポーター支援事業

島根県では、平成15年度から地域で男女共同参画の推進活動を行っていただく島根県男女共同参画サポーターの委嘱を行っています。

今年度は、5月24日に県立男女共同参画センター(あすてらす)で委嘱状交付式が行われ、新たに次の23名のサポーターが誕生しました。新規サポーターのみなさんは、島根大学法文学部の片岡佳美助教教授から男女共同参画に関する基礎研修を受けた後、市町村担当者と先輩サポーターが連携して行った事業の事例を聞いたりお互いの情報交換をしながら、今後の活動に向けた抱負を語りました。

平成17年度から島根県男女共同参画サポーターになられた皆さん

市町村名	旧市町村名	氏名	市町村名	旧市町村名	氏名
松江市	松江市	添田 京子	雲南市	大東町	石飛 博美
浜田市	浜田市	青笹 紀子		吉田村	古居妃佐子
	三隅町	清水須美子		掛合町	落合ひろみ
出雲市	出雲市	藤原登美恵	東出雲町		櫻原 孝尚
	多伎町	伊藤 俊英	奥出雲町	仁多町	田部 隆義
	大社町	戸山久美子	飯南町	赤来町	日高加寿美
益田市	匹見町	佐伯 聖史	川本町		原田 博文
大田市	大田市	荊尾 啓子	美郷町	大和村	唐溪由美子
	仁摩町	浅原 潤子	吉賀町	柿木村	西本 妙代
江津市	江津市	中村 芳江	隠岐の島町	五箇村	八幡つや子
	桜江町	岡本 一代	西ノ島町		松浦 優子
			知夫村		前原 洋子

女性：17名 男性：6名(敬称略)

また、島根県では、106名となった男女共同参画サポーターのみなさんに、地域での活動をより積極的に行っていただけるよう次のような支援を行っています。

地域別研修及び情報交換会(8～9月)

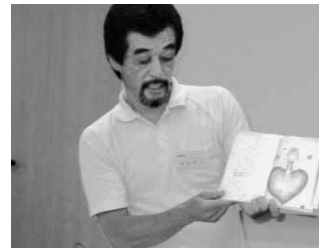
地域で男女共同参画を進めるための啓発活動等を行う上で、男女共同参画サポーターが、県・あすてらすや市町村の男女共同参画行政担当課とだけでなく、サポーター同士で連携を深め、より円滑・効率的な活動を図っていくように、県内4か所(松江、益田、大田、隠岐)でワーク形式の研修会や継続サポーターの事例発表、情報交換等を行いました。



男女共同参画のための学習会
講師:財団法人しまね女性センター専門員



活発な情報交換が行われ、
連携の深まるサポーターのみなさん



絵本の読み語り
(池田晴久さん/大田会場)



KJ法による学習会
(吉川しのぶさん/奥出雲町)

県外研修への派遣

全国的な男女共同参画に関する取組を今後の活動の参考にさせていただくため、「チャレンジシンポジウム2005in滋賀」(主催:滋賀県)「日本女性会議2005ふくい」(主催:日本女性会議2005ふくい実行委員会・福井市)「男女共同参画フォーラムinやまぐち」(主催:内閣府・山口県・男女共同参画フォーラムinやまぐち実行委員会)等への派遣を行います。

企画力養成講座(1月開催予定)

地域別研修やリーダー養成講座で習得した男女共同参画に関する知識を活かして、より効果的な啓発活動等を行うため、企画のノウハウや助言者としての技術を学ぶ講座を開催します。

全国会議 レポート!

日本女性会議2005ふくい

会議は、平成17年10月7日～8日、「女と男が創る豊かな未来、ともに語ろう不死鳥の郷土で」をテーマに、歴史のかほり漂うロマンの街福井で開催されました。

初日の基調講演は、「新しい時代の道しるべは男女共同参画社会」と題し、有馬真喜さんが男女共同参画をめぐる動きについて地方自治体の条例制定の様子や仕事と子育ての両立支援、女性への暴力対策、女性のチャレンジ支援などについて紹介され、また、ご自身の記者としての取材体験や国連婦人の地位委員会日本代表としての体験を通しての世界の潮流や課題について熱く語られました。21世紀は、少子高齢化をはじめ、産業・情報・家族・地域・環境の変化、新たな科学技術、防災、地域興し・まちづくり等の課題があり、こうした課題に対応するためにも男女共同参画が「横グシ」として必要だと強調された事が印象的で、自分も「やらなきゃ!」と前向きな気持ちにさせてくれるお話でした。

続いてのシンポジウムは、「変えよう、変わろう、しっかり生きよう」をテーマに、コーディネーターの坂東眞理子さんが、福井出身の歌人橘曙覧の独楽吟に倣って「たのしみは年に一度、全国の友ら集いて語り合うとき」と詠まれて始まりました。それぞれのパネリストからの各専門分野についての現状と課題の紹介、またそれを踏まえての提言は、いずれもとても大切だと実感する内容で、時間を延長したにも関わらず、一人一人の時間をもっとほしいくらいでした。やはり、ここでも「男女共同

参画はより良い社会づくりのために、各分野をつなぐ横グシ。」と会が締めくくられ、大いに盛り上がりました。

2日目の分科会は、「政策決定における男女共同参画～女性のやる気とキャリアが社会を変える」に参加しましたが、ここでも各パネリストの白熱した討論、会場の参加者との活発な意見交換があり、パネリストと会場との一体感が感じられる熱気あふれる会でした。また、加藤タキさんによる記念講演「女がかわると社会が変わる、男がかわれば家庭が変わる」もご自身の体験を中心とした感動的なお話で、多くの示唆に富む提案が語られました。

やはり、こうした会議に出ることで、男女共同参画に向けて自分も出来ることからやっという気持ちが強くなるものです。「百聞は一見に如かず」、「参加することに意義がある」です。男女共同参画に少しでも関心のある方、みんなで参加し、男女共同参画社会づくりに向けての気運をさらに盛り上げて行きましょう。

島根県男女共同参画サポーター(松江市) 添田京子

「島根県男女共同参画計画」(しまねパートナープラン21)の改定にあたっての中間まとめに関する意見

項目	体系番号			
	基本目標	重点目標	基本的方向	具体的取組



あなたのご意見を聞かせてください!

「島根県男女共同参画計画」(しまねパートナープラン21)の改定にあたっての中間まとめに関する意見を右のハガキに記入して、切手を貼らずに送ってください。

募集メ切:平成17年11月24日(木)【必着】

●電子メールでも受け付けています。
メールアドレス: danjo-plan@pref.shimane.lg.jp

※留意事項
ご意見の記載に当たっては、項目欄に中間まとめのⅠ・Ⅱ・Ⅲを記入の上、Ⅱについては計画体系の番号も記入し、具体的内容をご記入ください。
ご協力ありがとうございました。切手を貼らずにご投函ください。

平成17年度 第2回 男女共同参画セミナー

ともにあゆむひと男女とまち地域

- と き／平成17年11月19日(土)
13:00～16:00
- ところ／島根県芸術文化センター
グラントワ 小ホール
(益田市有明町)

- 石見神楽「大蛇」(西村社中)
- 基調講演「風は女から吹く」 講師：下重暁子しもじゅうあきこさん(作家)
- トークセッション「地域を活かすベストパートナーをめざして」

◎入場無料 ◎定員400名 ◎手話通訳あり

平成17年度 女性に対する暴力をなくす運動記念事業

公開講座 ドメスティック・バイオレンスをなくすために
～DV防止法の改正のポイント～

- と き／平成17年12月3日(土)
13:00～15:00
- ところ／県立男女共同参画センター
あすてらす(JR大田市駅西隣)

- 講 師／原田恵理子はらだえりこさん(佐賀県DV総合対策センター所長)

◎参加料無料 ◎定員100名
◎託児も行います(要予約 11/24まで)

キリトリ線

郵便はがき

料金受取人払

6 9 0 8 7 9 0
001

松江中央局
承認

371

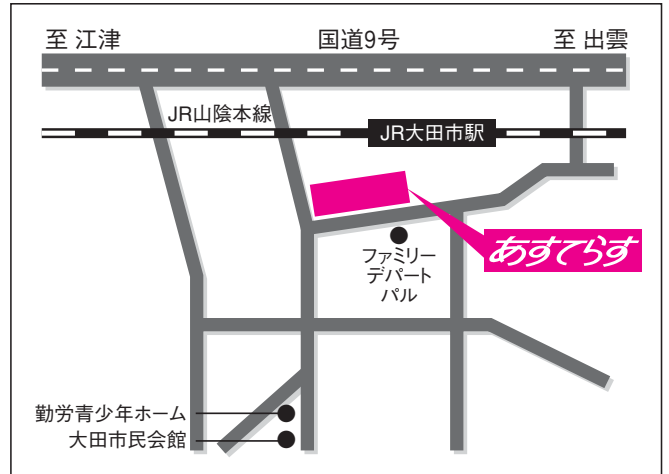
差出有効期限
平成18年3月
31日まで

切手不要

(受取人)
松江市殿町1番地
島根県環境生活部環境生活総務課
男女共同参画室 行



キリトリ線



島根県立男女共同参画センター

あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田1236-4 (JR大田市駅西隣)
TEL 0854-84-5500(代) FAX 0854-84-5589
ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

利用のご案内 ((誰でも気軽に利用できます!))

- 開館時間／9:00～19:00 (貸し出し施設については21:00まで)
- 休 館 日／毎週月曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

発行／島根県(環境生活部環境生活総務課男女共同参画室)
編集／財団法人しまね女性センター 第18・19合併号／2005年11月発行

お名前 (団体名)	年齢	歳
	性別	
連絡先TEL:	職業	

※団体でご意見を提出される場合は、担当者名もご記入ください。

個人情報の取り扱い

性別・年齢・職業については、ご意見の集計・分析に、お名前・連絡先についてはご意見の内容を確認させていただく場合に利用させていただきます。
お名前・連絡先を公表することはありません。